4　法第四十二条の四第八項第一号イ⑵に規定する政令で定めるものは、同号イ⑵に規定する費用で次に掲げるものとする。

一　その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（前項第二号の分析を行うために必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者として財務省令で定める者に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び経費（外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びに当該試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除く。）に限る。）

二　他の者に委託をして試験研究を行う当該法人の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用（前号に規定する原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る。）

2　法第四十二条の四第八項第一号イ⑴に規定する政令で定めるものは、同号イ⑴に規定する費用で次に掲げるものとする。

一　その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）及び経費

二　他の者に委託をして試験研究を行う当該法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用

三　技術研究組合法第九条第一項の規定により賦課される費用

第二十七条の五を次のように改める。

第二十七条の五　削除

第二十七条の六第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法第四十二条の六第一項に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約

二　外国における匿名組合契約又は前号に掲げる契約に類する契約

第二十七条の六第七項中「農業協同組合等」の下に「及び商店街振興組合」を加え、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第四十二条の六第六項に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第四十八条の二第五項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

第二十七条の九第一項各号中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「、こん包業」及び「、機械設計業、経営コンサルタント業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業（次項第一号において「エンジニアリング業」という。）」を削り、「同条第八号」を「沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号」に、「、商品検査業、」を「及び」に改め、「及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業（次項第一号及び第八項第六号において「研究開発支援検査分析業」という。）」を削り、同条第七項第一号中「、機械設計業、エンジニアリング業」を削り、「、商品検査業、」を「及び」に改め、「及び研究開発支援検査分析業」を削り、同項第二号中「、こん包業」を削り、「、デザイン業及び経営コンサルタント業」を「及びデザイン業」に改め、同条第八項第二号中「及びこん包業」を削り、同項第四号中「、機械設計業、商品検査業」を削り、同項第六号を削り、同条第十一項中「第二十七条の六第八項の」を「第二十七条の六第九項の」に、「第二十七条の六第八項第一号」を「第二十七条の六第九項第一号」に改める。

第二十七条の十二の三　削除

第二十七条の十二の四第五項中「第二十七条の六第八項の」を「第二十七条の六第九項の」に、「第二十七条の六第八項第一号」を「第二十七条の六第九項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第二項に規定する中小企業等協同組合等」を「商店街振興組合」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十七条の六第二項」を「第二十七条の六第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の十二の四第一項に規定する政令で定めるものは、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　号）附則第九条第二項に規定する中小企業者等で同項の規定により中小企業等経営強化法第二条第六項に規定する特定事業者等とみなされるものとする。

第二十七条の十二の五中「第四十二条の十二の二第一項」を「第四十二条の十二の六第一項」に改め、同条を第二十七条の十二の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の七　法第四十二条の十二の七第一項に規定する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本を除く。）とする。

2　法第四十二条の十二の七第四項及び第五項に規定する政令で定めるものは、同条第一項に規定する情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることについて主務大臣（同法第百四十七条第一項第六号に定める大臣をいう。）の確認を受けたものとする。

3　法第四十二条の十二の七第六項に規定する政令で定めるものは、同条第三項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するもの及び同項に規定する需要開拓商品生産設備とする。

4　経済産業大臣は、前二項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十七条の十二の四の二の見出し中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第一項中「同条第三項第四号」を「同条第三項第四号イ」に改め、同項第一号中「次号イ」を「次号」に改め、「と当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の新規雇用者総数（同条第五項第九号に規定する新規雇用者総数をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した数とを合計した数」を削り、同項第二号中「から同項」を「のうち同号ロに規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数に達するまでの数から同項」に、「次に掲げる数を合計した数」を「特定新規雇用者基礎数のうち同号イに規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「同項各号」を「同項第一号中「当該法人」とあるのは「当該中小企業者等」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」と当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の同条第五項第九号に規定する新規雇用者総数を控除した数と、同項第二号」に、「読み替える」を「、「のうち同号ロに規定するところにより証明がされた数に達するまでの数から」とあるのは「から」と、「数を」とあるのは「数と地方事業所基準雇用者数から同条第五項第九号に規定する新規雇用者総数を控除した数のうち同条第一項第二号ロに規定する移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数とを合計した数を」と読み替える」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する政令で定めるものは、当該法人の国内雇用者（同項第九号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）のうち国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿（労働基準法第百七条第一項に規定する労働者名簿をいう。第一号において同じ。）に当該国内雇用者の氏名が記載された日として財務省令で定める日（次項において「雇用開始日」という。）から一年を経過していないもの（次に掲げる者を除く。）とする。

一　当該法人の国内雇用者（その国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された者に限る。以下この項及び次項において同じ。）となる直前に当該法人の役員（法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）又は使用人（当該法人の役員と同号に規定する政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の国外に所在する事業所の使用人に限る。）であつた者

二　当該法人の国内雇用者となる直前に当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係（以下この号及び次号において「支配関係」という。）がある法人（以下この号において「支配関係法人」という。）の役員若しくは使用人（当該支配関係法人の国内雇用者、当該支配関係法人の役員と法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する政令で定める特殊の関係のある者及び当該支配関係法人の国外に所在する事業所の使用人に限る。）又は当該法人